

保健医療学部看護学科3年次編入生

目的

第1条 この規則は、昭和大学学則第25条の規定に基づき、看護学科第3年次編入生の既修得単位および修業年限等について必要な事項を定める。

修業年限および在学年限

第2条 編入学生の就業年限は2年とし、在学年限は4年を超えることはできない。ただし、休学中の期間は在学年数に参入しない。

卒業要件

第3条 次項により既修得として認定された単位と本学科で修得すべき授業科目の単位を合計して、126単位以上を修得した者は卒業を認定し、学士（看護学）の学位を授与する。なお、保健師課程を選択した者は、これに加えて所定の13単位が必要であり、計139単位以上を卒業要件とする。

既修得単位

第4条 入学前の短期大学等において修得した単位は、本学科が開設している授業科目の内容と照合し、本学科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるものについて、教育委員会が審査を行い、教授総会の議を経て認定とする。

既修得単位の認定の範囲

第5条 前項により認定される単位数の上限は、原則として基礎科目・教養科目・看護系以外の専門科目から31単位、看護系専門科目から61単位、合計92単位を超えない範囲において認定する。

単位認定の申請

第6条 単位の認定を受けようとする編入学生は、編入学既修得単位認定申請書（別紙用紙）に単位修得を証明する書類を添え、所定の期日までに、教育委員会に提出しなければならない。

成績の評価

第7条 認定された授業科目の成績の評価は「認定」とし、その単位数とともに、学籍簿に表示し、学生に通知される。

履修指導

第8条 指導担任教員は、編入学生が修得する授業科目等について、適切な履修指導を行うものとする。

附則

1. この規則は、平成21年4月1日から施行する。
2. この規則は、平成24年4月1日から施行する。
3. この規則は、平成26年3月1日から施行する。
4. この規則の改廃は、教授総会の議を経ておこなう。

既修得単位の認定について

目的

第1条 この規則は、昭和大学学則第17条第2項の規定に基づき既修得単位の認定に関し必要な事項を定める。

既修得単位の認定の範囲

第2条 大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む）を卒業又は中途退学し、新たに第1学年に入学した学生の既修得単位については、教育上有益と認めるときは、必修科目が富士吉田教育部において合計で5科目以内（選択科目・英語科目・実技科目・実習・演習は除く）、全学年を通じて30単位を超えない範囲において修得したものであるものとして、認定することができる。

単位認定の申請

第3条 既修得単位の認定を受けようとする学生は、既修得単位認定申請書（別記様式）に単位修得を証明する書類を添え、所定の期日までに、第1学年では富士吉田教育部長、第2学年以降は保健医療学部長に提出しなければならない。

単位の認定

第4条 既修得単位の認定にかかる審査は、第1学年においては富士吉田教育委員会、第2学年以降は保健医療学教育委員会が行い、各教授総会の議を経て認定する。

単位の評価

第5条 認定した授業科目の成績の評価は「認定」とし、その単位数とともに、学籍簿に表示し、学生に通知する。

定期試験不合格科目の再試験受験資格

第6条 後期定期試験後の判定において、合格科目数および既修得科目として認定された科目数の合計が所定の科目数の60%未満で、しかも履修した科目の平均点が60点未満の者には、不合格科目の再試験受験資格を与えない。

附則

1. この規則は、平成21年4月1日から施行する。
2. この規則は、平成24年4月1日から施行する。
3. この規則の改廃は、教授総会の議を経ておこなう。